

徳島県告示第二百十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、浅川港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和四年三月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 港湾施設の種類

水域施設（小型船舶用泊地）

2 名称

大田地区小型船舶用泊地

3 位置

海部郡海陽町浅川字大田一四番二地先（次の図に示す部分に限る。）

4 数量及び能力

延長 八五メートル

5 供用開始年月日

令和四年四月一日

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県南部総合県民局美波庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

二 1 港湾施設の種類

水域施設（小型船舶用泊地）

2 名称

加島地区小型船舶用泊地

3 位置

海部郡海陽町浅川字鍛冶屋四四番七地先（次の図に示す部分に限る。）

4 数量及び能力

延長 二五二メートル

5 供用開始年月日

令和四年四月一日

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県南部総合県民局美波庁舎に備え置いて縦覧に供する。）